

小黒川スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「小黒川スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「地区協議会」と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、小黒川スマートインターチェンジ設置に向け、必要な検討、調整を行うと共に、当該インターチェンジ供用後も継続して、社会便益、安全性、採算性、管理運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 当該インターチェンジの社会便益に関すること。
- (2) 当該インターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) 当該インターチェンジの採算性に関すること。
- (4) 当該インターチェンジの構造及び整備方法に関すること。
- (5) 当該インターチェンジの管理・運営方法に関すること。
- (6) 当該インターチェンジのインターチェンジ名称案に関すること。
- (7) 当該インターチェンジの供用開始後における社会便益、安全性、採算性、管理・運営方法等についてのフォローアップに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために協議会が必要と認める事項。

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には、会長を置く。

- 2 会長は、伊那市長をもって充てる。
- 3 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、地区協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 地区協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に幹事会を置き、地区協議会の指示に基づき第3条の所掌事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行う。

2 幹事会は別表第2に掲げる者により構成する。

3 幹事会長は伊那市建設部長をもって充てる。

4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「地区協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務局は、伊那市建設部に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上処理するものとする。

附 則

この規約は、平成25年12月19日から施行する。

別表第1（第4条関係）

小黒川スマートインターチェンジ地区協議会 会員

職 名
伊那市長
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長
国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所長
長野県建設部 道路建設課長
長野県 伊那建設事務所長
長野県警交通部 高速道路交通警察隊長
長野県 伊那警察署長
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 企画調整チームリーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括チーム担当リーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 関連事業部 関連事業チームリーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 飯田保全・サービスセンター所長
上伊那広域連合長
伊那商工会議所会頭
伊那市観光協会会長
伊那市区長会長会会長

別表第2（第7条関係）

小黒川スマートインターチェンジ幹事会 幹事

職 名
国土交通省 中部地方整備局 道路部 建設専門官
国土交通省 中部地方整備局 飯田国道事務所 調査設計課長
長野県建設部 道路建設課 高速交通網整備推進係長
長野県 伊那建設事務所 整備課長
長野県警交通部 高速道路交通警察隊長補佐
長野県 伊那警察署 交通課長
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 総務企画部 企画調整チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部 企画統括チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 関連事業部 関連事業チームサブリーダー
中日本高速道路株式会社 名古屋支社 飯田保全・サービスセンター副所長
伊那市建設部長